

毎週火、金曜日発行（平日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 結核予防法施行細則の一部改正
- ◇告示 ひな白痢の検査
- 牛その他の物品移入禁止区域
- 米飯提供者の登録
- 土地の公用廃止
- 基本測量の終了
- 土地の公用廃止
- 土地の供用開始
- 肥料の登録
- 鳥取火災復興土地区画整理の変更設計の認可
- ◇教委規則 技能労務職員の給与に関する規則の一部改正
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公安規則 警察職員の定員の配分に関する規則
- 幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等

◇公告 鳥取県ふぐ処理師並びにふぐ調理師試験の実施要領

に関する規則の一部改正

規則

結核予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十二号

結核予防法施行細則の一部を改正する規則

結核予防法施行細則（昭和二十八年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「別記様式第三号による。」を「結核患者が入院したときは別記様式第三号、入院している結核患者が退院したときは別記様式第三号の二による。」に改める。

第二十一条から第二十三条までを削り、第二十四条を

第二十一条とする。

別記様式第三号中「苗匪爾語」を削り、同様式を別

記様式第三号の二に改め、別記様式第二号の次に次の様式を加える。

.....折.....線.....

結核予防法抜すい
(病院管理者の行う届出)

第二十三条 病院の管理者は結核患者が入院したときは、7日以内に、その患者票について省令で定める事項を、もよりの保健所長に届け出なければならない。

記入上の注意
1 患者の住所氏名及び患者の属する世帯の世帯主の氏名は患者より聴取して記入すること。

.....折.....線.....

結核予防法、入院結核患者届出票

鳥取県

病 名

氏 名 性別 男 女

住 所

世帯主の氏名

入院年月日 昭和 年 月 日

病院の名称

所 在 地

別記様式第十七号中

化学療法の方法	使用医薬品の種類及び数量
1. スト、ロ、ヒド、バスのいずれかによる二者併用 2. スト、ロ、ヒド、バスの三者併用 3. 1以外の二者併用 4. 単独療法 5. 局所療法	ス ト 8 g ロ 8 g ヒ ド 8 g バ イ オ 8 g ス ト レ フ ト ヒ ド フ ラ ジ フ ロ シ ナ マ イ ド ロ シ ナ マ イ ド バ イ オ マ イ シ ョ ン

化学療法の方法	使用医薬品の種類及び数量
1. スト、ロ、ヒド、バスの三者併用療法 2. スト、ロ、ヒド、バスの二者併用療法、スルファジアゾール併用療法及びヒド、ロシナマイドの二者併用療法 3. スト、ロ、ヒド、バスの二者併用療法、ロシナマイドの二者併用療法 4. スト、ロ、ヒド、バスの二者併用療法、ロシナマイドの二者併用療法 5. スト、ロ、ヒド、バスの二者併用療法、ロシナマイドの二者併用療法 6. スト、ロ、ヒド、バスの二者併用療法 7. スト、ロ、ヒド、バスの二者併用療法	ス ト 8 g ロ 8 g ヒ ド 8 g バ イ オ 8 g ス ト レ フ ト ヒ ド フ ラ ジ フ ロ シ ナ マ イ ド ロ シ ナ マ イ ド バ イ オ マ イ シ ョ ン ス ト 8 g ロ 8 g ヒ ド 8 g バ イ オ 8 g ス ト レ フ ト ヒ ド フ ラ ジ フ ロ シ ナ マ イ ド ロ シ ナ マ イ ド バ イ オ マ イ シ ョ ン

を

に改める。

別記様式第二十一号中「指定を受けました指定医療機関」を「もつて医療機関」に改める。

別記様式第二十三号から別記様式第二十四号の六までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百七十三号

次のようにひな白痢の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、鶏の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十四年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及び同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法 ひな白痢急速診断法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十一月四日	気高町山宮	平尾包徳種鶏場
"	郡家	佐藤一信
二十日	青谷町紙屋	長田洋
十一月五日	鹿野町小別所	石原克己種鶏場
"	"	池原光三
"	"	池原三郎
"	"	池原俊三
六日	"	井伊清美
"	"	石原春一
"	飯里	梅実莫
十六日	青谷町青谷	福市公信

"	"	"	秋田勇
"	"	"	吉田弘篤
"	十七日	鹿野町寺内	田中孫五郎
"	"	土井	田中享一
"	"	"	吉田辰博
"	七日	気高町高江	幸山茂
"	十八日	宝木	池本武代
"	"	下元光	岡田輝夫
"	"	"	岡田富雄
"	十九日	青谷町北河川	田中民藏
"	二十一日	気高町重高	牛山之晴
"	二十四日	鹿野町岡木	徳岡米治
"	"	鹿野	佐々木長衛
"	二十五日	気高町陸逢	原田正彦
"	"	"	森本義博
"	"	"	橋本勝太郎
"	"	"	森本栄一
"	二十六日	青谷町吉川	後藤勲

四日	大山町上中高	高虫友幸
"	"	所子
"	"	山崎福次
"	"	門脇清太郎
"	福尾	金田定子
"	"	金田義尋
五日	中山町下市	橋井嘉市
"	名和町押平	押村安麿
六日	大山町安原	池島栄治

年十月三十日から牛その他の物品の移入を禁止する区域として愛媛県を指定する。

昭和三十四年十月三十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百七十五号
食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四の規定に基き、昭和三十四年十月二十六日次の者に対し米飯提供業者の業者登録をした。

昭和三十四年十月三十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百七十四号
牛の流行性感胃予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号)第一条の規定により昭和三十四

登録番号	氏名	名称又は屋号	住	所	営業の場所
六六九	古田ちよ子	みなさま	米子市朝日町五九		住所と同じ
六七〇	永田 静子		"	東町三五番地	"
六七一	仲 国子	なか	倉吉市上井二一三ノ一		"
六七二	芳尾二三子		鳥取市下横町三四番地		"

鳥取県告示第五百七十六号

次の土地は、昭和三十四年十月二十六日からその公用を廃止した。

昭和三十四年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一場 所 米子市新山字ウシ池三五五ノ三、三五

六地先

二地 目 河川敷

三 面積又は数量 二四坪九合三勺

関係図面は、土木部管理課に保管

鳥取県告示第五百七十七号

次のとおり基本測量を終了した旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十四年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量

二 作業地域 西伯郡名和町、大山町、中山町、日吉

津村、淀江町、伯仙町、岸本町

東伯郡赤碕町

米子市

三 終了月日 昭和三十四年九月十五日

鳥取県告示第五百七十八号

次の土地は、昭和三十四年十月二十六日からその公用を廃止した。

昭和三十四年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一場 所 日野郡溝口町大字船越八番地

二地 目 公衆用道路

三 面積又は数量 五坪六合六勺

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第五百七十九号

次の土地は、昭和三十四年十月二十六日から建設省所管国有公衆用道路として供用を開始した。

昭和三十四年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一場 所 日野郡溝口町大字船越字前田拾番の四

二地 目 原野

三面 積 三步

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第五百八十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録した。

昭和三十四年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称

保証成分（パーセント）

生産業者住所氏名

鳥取県 第三〇九号 五、三なたね油かす

窒素全量 五・三

一・二

西伯郡岸木町真野一〇六三の一 八郷農業協同組合 西本雄治

第三一〇号 北条なたね複合肥料

アンモニウム性窒素 七・七

七・七

東伯郡北条町字弓原三四七の六 下北条農業協同組合 根鈴信雄

第三一一号 北条麦複合肥料

アンモニウム性窒素 八・八

八・八

第三一二号 五、三なたね油かす

窒素全量 五・三

一・二

倉吉市上古川六七の五 上小鴨農業協同組合 石井為喜

別表第一 技能労務職給料表

職務の等級 号給	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間	給料月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月
1	9,630	9	6,020	6	5,600	6
2	10,200	9	6,120	6	5,700	6
3	10,830	9	6,230	6	5,810	6
4	11,460	9	6,330	6	5,910	6
5	12,090	9	6,540	9	6,020	6
6	12,720	9	6,850	9	6,120	6
7	13,350	9	7,170	9	6,230	6
8	13,970	9	7,480	9	6,330	6
9	14,600	12	7,800	9	6,540	6
10	15,230	12	8,210	9	6,850	9
11	15,860	12	8,630	9	7,170	9
12	16,490	12	9,160	9	7,480	9
13	17,110	12	9,680	9	7,800	12
14	17,740	12	10,200	12	8,210	12
15	18,370	15	10,830	12	8,630	12
16	19,000	15	11,460	12	9,160	12
17	19,630	15	12,090	12	9,680	12
18	20,260	15	12,720	12	10,200	15
19	20,880	15	13,350	15	10,830	15
20	21,510	15	13,970	15	11,460	15
21	22,140	15	14,600	15	12,090	15
22	22,770	18	15,230	15	12,720	15
23	23,400	18	15,860	15	13,350	15
24	24,030	18	16,490	15	13,970	15
25	24,650	18	17,110	15	14,600	15
26	25,280		17,740	15	15,230	15
27			18,370	15	15,860	15
28			19,000	18	16,490	15
29			19,630	18	17,110	18
30			20,260	18	17,740	18
31			20,880	18	18,370	18
32			21,510		19,000	18
33					19,630	

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年十月

一日から適用する。

教育委員会規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十月三十日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者

井 上 健 治

鳥取県教育委員会規則第十二号
技能労務職員の給与に関する規則の一部を
改正する規則

鳥取県告示第五百八十一号

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理施行者鳥取市から昭和三十四年九月二十三日申請のあつた鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理の変更設計は、昭和三十四年十月三十日認可した。

昭和三十四年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一技能労務職給料表を次のように改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十九号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年十月三十日

鳥取県教育委員長職務代行者

井上健治

一日 時 昭和三十四年十一月四日午前十一時

二場 所 鳥取県教育委員会会議室

三議 題

- 1 昭和三十四年度教育表彰について
- 2 市町村教育委員会教育長の承認について

公安委員会規則

警察職員の定員の配分に関する規則をここに公布する。

昭和三十四年十月三十日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

鳥取県公安委員会規則第十号

警察職員の定員の配分に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、鳥取県警察職員定員条例（昭和三十三年三月鳥取県条例第十四号）第三条の規定に基づき警察職員の部内の配分を定めることを目的とする。

(定員の配分)

第二条 職員の定員の部内の配分は、別紙のとおりとする。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 警察職員の定員の配分に関する規則（昭和二十九年八月鳥取県公安委員会規則第十二号）は、廃止する。

定員配置表

階級別 課署別	警					巡査	計	一般職員
	視	部	部補	巡査部長	巡査			
課	1	1	1			3	5	
書計課	1	1				2	16	
警務課	2	2	5	1		10	19	
養護課	1	1	3	1		6	5	
捜査課	1	4	5	7		17	5	
防犯課	1	1	2	3	1	9	6	
鑑識課	1	1	4	2	3	8	16	
備備課	1	4	6	16		27	5	
交通課	1	2	3	3		9	9	
警察学校	1	1	2	1	20	25	4	
小計	11	18	31	35	21	116	90	
署	1	1	1	4	14	21	3	
井取署	1	4	6	17	85	113	10	
家頭署	1	3	3	7	32	46	6	
智宝署	1	1	1	4	15	22	2	
倉木署	1	1	2	5	15	24	3	
吉橋署	1	3	4	12	61	81	11	
子吉署	1	1	2	4	22	30	5	
港口署	1	4	6	18	94	123	14	
坂口署	1	2	3	6	26	38	8	
黒坂署	1	1	2	4	14	22	2	
小計	11	22	31	85	395	544	66	
合計	22	40	62	120	416	660	156	

- (注) 1 警務課定員の警部補には、入校生要員3名を含む。
- 2 警察学校の巡査定員は、新任者として教育訓練中のものである。

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十月三十日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

鳥取県公安委員会規則第十一号

幹部派出所、巡查駐在所及び復査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡查駐在所及びび復査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表一 幹部派出所の名称、位置及び担任区域中

鳥取県倉吉警察署	三朝巡查部長派出所	東伯郡三朝町大字三朝	第二十四号から第二十八号までの各巡查駐在所受持区域内一円
----------	-----------	------------	------------------------------

鳥取県宝木警察署	宝木巡查部長派出所	気高郡気高町大字宝木	第一号から第三号までの各巡查駐在所受持区域内一円
----------	-----------	------------	--------------------------

鳥取県倉吉警察署	上井巡查部長派出所	倉吉市上井	第二十九号から第三十二号までの各巡查受持区域内一円
----------	-----------	-------	---------------------------

に改める。

別表二 巡查駐在所、巡查派出所の名称、位置及び受持区域中

鳥取県宝木警察署	一 署詰	気高町大字宝木	気高町のうち 大字宝木、奥沢見、酒津
----------	------	---------	-----------------------

鳥取県宝木警察署	一 宝木巡查部長派出所詰	気高町大字宝木	気高町のうち 大字宝木、奥沢見、酒津
----------	--------------	---------	-----------------------

幹部派出所、巡查駐在所及び復査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡查駐在所及びび復査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表一 幹部派出所の名称、位置及び担任区域中

鳥取県倉吉警察署	三朝巡查部長派出所	東伯郡三朝町大字三朝	第二十四号から第二十八号までの各巡查駐在所受持区域内一円
----------	-----------	------------	------------------------------

鳥取県宝木警察署	宝木巡查部長派出所	気高郡気高町大字宝木	第一号から第三号までの各巡查駐在所受持区域内一円
----------	-----------	------------	--------------------------

鳥取県倉吉警察署	上井巡查部長派出所	倉吉市上井	第二十九号から第三十二号までの各巡查受持区域内一円
----------	-----------	-------	---------------------------

に改める。

別表二 巡查駐在所、巡查派出所の名称、位置及び受持区域中

鳥取県宝木警察署	一 署詰	気高町大字宝木	気高町のうち 大字宝木、奥沢見、酒津
----------	------	---------	-----------------------

鳥取県宝木警察署	一 宝木巡查部長派出所詰	気高町大字宝木	気高町のうち 大字宝木、奥沢見、酒津
----------	--------------	---------	-----------------------

鳥取県倉吉警察署

二八	三朝巡查部長派出所詰	大字三朝	大字三朝、山田、砂原、横手、大瀬
二九	倉吉市八屋巡查駐在所	倉吉市八屋	倉吉市のうち、伊木、山根、八屋、下余戸、上余戸、大原、西木尾
三〇	上井一区	上井	上井
三一	上井二区	上井	上井
三二	井手畑	井手畑	海田、福庭、清谷 江、新田、下古川、吉川沢、小田

鳥取県倉吉警察署

二八	三朝巡查駐在所	大字三朝	大字三朝、山田、砂原、横手、大瀬
二九	上井巡查部長派出所詰	倉吉市上井	倉吉市のうち、伊木、山根、八屋、下余戸、上余戸、大原、栗尾
三〇	上井	上井	上井
三一	上井	上井	上井
三二	上井	上井	海田、福庭、清谷 新田、下古川、吉川沢、小田

に改める。

附 則

この規則は、昭和三十四年十一月一日から施行する。

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号）第三条第一項及び第二項の規定により、鳥取県ふぐ処理師及びふぐ調理師試験を次の要領により実施する。

昭和三十四年十月三十日
鳥取県知事 石 破 二 朗
要 領

(イ) ふぐ処理試験
(一) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本
(二) 写真(名刺型で、正面、脱帽、上半身を最近六月以内に撮影したもの)

一 受験資格
1 ふぐ処理試験
昭和三十四年十一月十七日現在において年令十八才以上で食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第五条第十一号又は第十三号に規定する営業若しくは乾ふぐ製造営業に二年以上従事している者

(三) 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に二年以上従事している旨の所轄保健所長の証明書
(四) ふぐ調理師試験
(一) 履歴書

2 ふぐ調理師試験
調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)第二条に規定する調理師である者

(二) 写真(名刺型で正面、脱帽、上半身を最近六月以内に撮影したもの)
(三) 調理師免許証の写

二 受験手続

三 試験実施期日

1 願書の受付期間

1 筆記試験

昭和三十四年十一月一日から同年十一月十日まで

昭和三十四年十一月十七日(火曜日)午後一時から午後四時まで

2 受験願書の添付書類及び提出先

受験願書に次の書類を添えて住所地在を管轄する保健所に提出すること。

2 実地試験
筆記試験当日試験場に掲示する。

四 試験場所

1 筆記試験

鳥取市西町 鳥取県立図書館講堂

倉吉市広瀬町 倉吉保健所

米子市角盤町二丁目 米子保健所

2 実地試験

筆記試験当日、試験場に掲示する。

五 試験科目

1 ふぐ処理師試験

(一) 衛生関係法規

(二) 公衆衛生学

(三) 食品衛生学

(四) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

(五) ふぐ処理の実地

2 ふぐ処理試験

(一) 衛生関係法規

(二) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

(三) ふぐ調理の実地

六 試験手数料

五百円 (受験願書に鳥取県収入証紙をはりつけること。)

七 試験当日の携行品

1 筆記試験

受験票、筆記用品及び上草履

2 実地試験

受験票、白帽、白衣、庖丁及び耐水性のはきもの

八 合格者の発表

実地試験終了後一週間以内に所轄保健所に掲示する。